

コロナに負けない元気になることば・作文入賞作品決定

問学校教育課 ☎32-2114

感染症の影響でさまざまな制限がある中、今できることを、がんばっている子どもたちから「コロナに負けない元気になることば・作文」を募集しました。

応募総数3,569作品の中から、入賞した作品を紹介します（学校名・学年は令和3年3月現在）。

コロナに負けない元気になることば（応募総数2,921作品）

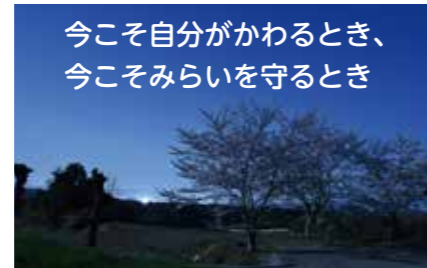
津山市長賞

北陵中学校3年 江見心さん



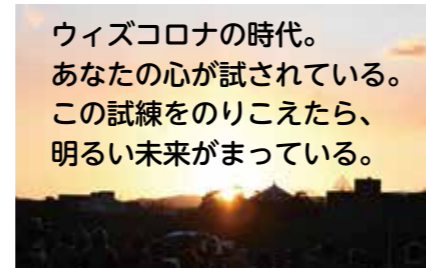
教育長賞

林田小学校3年 植月司さん



校長会長賞

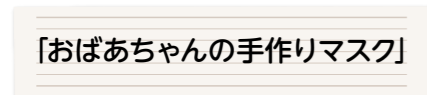
加茂小学校6年 湯浅由梨さん



コロナに負けない元気になる作文（応募総数648作品）

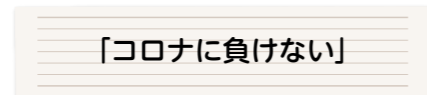
津山市長賞

弥生小学校2年 安東紗都さん



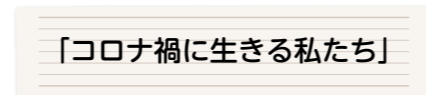
教育長賞

東小学校4年 秋田翼さん



校長会長賞

北陵中学校3年 土井里桜さん



※作文は市ホームページに掲載しています

津山市 元気になることば

検索



広報津山6月号の内容は、4月21日現在の情報です。状況により内容が変わる場合があります。新型コロナウイルス感染症の情報は、市ホームページに掲載しています。情報は随時更新しているので、ご覧ください。



高齢者のコロナワクチン接種が始まります

問ワクチン接種推進室 ☎32-7047

津山市に住民票がある高齢者（昭和32年4月1日以前生まれの人）の接種が5月17日（月）から始まります。



◆ワクチン接種の流れ

ワクチンの最新情報

1 かかりつけ医に相談する

かかりつけ医は、日常的に相談できる身近な医師のことです

2 予約する

接種できる医療機関に直接電話するか、津山市ワクチンコールセンター（☎050-3644-9521：午前9時～午後7時）に電話または専用WEBサイトで予約する



※かかりつけ医などでの個別接種か、集団会場での接種かによって、予約方法が異なります。

接種できる医療機関、予約方法など、詳しくは今月号の折り込みチラシ（最新版）をご覧ください

3 接種

接種会場に持ってくるもの 接種券、本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）、予診票

※予診票は、接種会場に行く前に記入してください

※2週間以内に他の予防接種を受けた場合は、接種できません

※ワクチンは、肩に接種します。接種会場には、肩を出しやすい服装でお越しください

「新型コロナウイルス感染症」についての相談は

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口 ☎32-2062（平日午前9時～午後5時）

◆ 発熱や風邪は、かかりつけ医か身近な医療機関に電話で相談しましょう

相談先が分からないときは、県ホームページで発熱外来を検索、または新型コロナウイルス受診相談センターに電話してください

平日（午前9時～午後5時）＝美作保健所 ☎23-0163、FAX 23-6129、土曜日・日曜日・祝日（午前8時～午後6時）＝担当医療機関に転送 ☎086-226-7925、FAX 086-226-7957

ご存知ですか 保護司の活動

問生活福祉課 ☎32-2063、岡山保護観察所津山駐在官事務所（山下） ☎24-4868

市では、津山地区保護司会と協力し、犯罪や非行のない地域社会をつくる活動をしています。保護司は、罪を犯した人や非行をした少年の立ち直りを、地域で支えるためにボランティアで活動する人です。農林水産業や製造業、サービス業、主婦など幅広い分野の人たちが、保護司として活躍しています。

保護司の活動

生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が円滑に社会復帰できるよう、出所後に住む場所の調査や引き受け人との話し合い、就職先の確保などを行い、受け入れ体制を整えています。

保護観察

犯罪や非行をした人たちと定期的に面接し、立ち直るための指導や生活のための助言、就労の手助けなどを行っています。

犯罪予防活動

地域や学校、警察などと連携し、犯罪や非行を防ぐための啓発活動、社会復帰を目指す人の自立や労働意欲の向上を支援しています。

第71回社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動です。

保育園児による鼓笛演奏、ポスターの掲示、黄色い羽根の配布などを行います。

とき 6月26日（土）午前10時30分～

ところ アルネ・津山東広場、ソシオー番街

※4月21日現在の情報です。延期・中止する場合がありますので、事前にご確認ください



子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

問子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-2065

令和3年4月分の児童扶養手当を受けている人は、申請不要です。

あなたも対象者ではありませんか？

令和3年4月分の児童扶養手当を受けていない人も、申請により対象になる場合があります。

条件など、詳しくはお問い合わせください。

対象 次の①か②のいずれかに当てはまる、ひとり親世帯の人（父母に代わり児童を養育している人を含む）

①公的年金など（遺族年金、障害年金、老齢年金など）を受けていて、またはイに当てはまる

ア 児童扶養手当の受給資格者の認定を受けているが、公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受けることができなかった

イ 児童扶養手当の受給資格者の認定を受けていないが、仮に児童扶養手当の申請をし、受給資格者の認定を受けたとしても、公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の全額または一部を受けることができなかったと推測される

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受けている人と同じ水準になっている

給付額 児童1人当たり5万円

締め切り 令和4年2月28日（月）